

令和3年8月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和3年8月24日（火）

午前9時30分～

場所：市役所3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

その他

閉 会

教育指導課

1 これまでの経緯

- 平成22年7月伊勢原市教育委員会の議案第32号で、全国学力・学習状況調査結果に係る情報公開請求に関して、次の2点が承認された。【参考資料1】
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の学校ごとの平均正答率は非公開とする。
- この承認に基づき、平成22年度以降、次の事項について公表してきた。
 - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答数及び平均正答率
 - ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
 - ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
- 平成26年度国の実施要領の改正に伴い、調査結果の公表に関して改めた。
参考として、平成31年度（令和元年度）のホームページ公表内容は、別紙のとおり。
【参考資料2】
- 平成29年度の標記調査結果について情報公開請求あり。
公開の請求に係る行政文書の内容：平成29年度全国学力・学習状況調査における下記項目の学校別平均正答率。学校名や生徒数など類推できるものを伏せ、順不同として公開した。
- 令和3年度の調査については、別紙のとおり。【参考資料3】

2 今後の取扱い

令和3年度の全国学力・学習状況調査結果の取扱いは、次のとおり。

- (1) 伊勢原市教育委員会による公表事項
市民への説明責任として、次の事項についてホームページで公表する。
 - ・ 「国語」「算数(数学)」の市全体の平均正答率
 - ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
 - ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
 - ・ 市内各小中学校の結果の分析及び活用について
- (2) 学校による説明事項
保護者や地域住民への説明責任として、調査結果の分析を踏まえた授業改善の取組方針等について、学校便り等を活用して周知を図る。
- (3) 非公開事項
文部科学省「令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき検討した結果、伊勢原市としては個別の学校の調査結果について、平均正答率などの数値については非公開とする。

【非公開の理由】

個別の学校の調査結果の公表は、たとえ「一覧表示や順位付けをしない」「学力の一部の測定に過ぎないことを明記」等の配慮を行ったとしても、平均正答率の数値のみによる学校の一面的な序列化を煽り、在籍する児童生徒の意欲低下や誤った競争激化など、各学校の創意ある教育活動を推進する上で大きな弊害になるとともに、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため。

また、このことは、伊勢原市教育振興基本計画に掲げた基本理念と異なるものであるため。

平成22年7月伊勢原市教育委員会議 議事録より

(議案第32号)

「全国学力・学習状況調査の行政文書公開請求に係る異議申し立ての取り扱いについて」

■ 経緯

- 市民より、平成19・20年度の標記調査結果について情報公開請求あり。
請求内容：「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体及び学校ごとの平均正答率
：児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値
- 非公開とする市の通知に対し異議申し立てがあり、市情報公開審査会は「公開すべき」との答申。

■ 承認事項

- 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
- 学校ごとの平均正答率は非公開とする。

【理由】

- ・ 学校間の序列化による弊害や、特に小規模校において個が特定されるといった支障を来す可能性が完全に払拭できないため。
- ・ 情報公開審査会答申の付言にも次のようにあるため。
「調査で測定できるのは2科目であり、学力の特定の一部であることから、学校における教育活動の一つの側面に過ぎない。
また、小中学校が自分の行きたい学校を選択することのできない学区制のため、序列化によりランクの低い学校に行く子どもの立場からして影響が懸念される。
さらに、学校間の平均点を出したことで、建設的なインターアクションが起こるかどうかに関して疑問があるとの意見があり、調査結果が、指導者である教員と児童生徒を通じ保護者に戻されているのであり、結果を教育の仕方に反映しているのであれば、公開はどうかという意見が出されたことを申し添える。」

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について

伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】平成31年4月18日（木）

【調査対象学年】小学校6年生 811人 中学校3年生 744人

【調査内容】

1 教科に関する調査

- ・小学校：国語、算数 中学校：国語、数学、英語
- ・出題範囲：調査する学年の前学年まで
- ・出題内容：「知識」及び「活用」に関する問題を一体的に出題
- ・出題形式：記述式の問題を一定割合で導入

2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学、英語の3教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

1 教科に関する調査の結果から

(1) 平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

《平成31年度（令和元年度）教科に関する調査の平均正答数と平均正答率（％）（公立小中学校）》

平成31年度 (令和元年度)	小学校				中学校					
	国語		算数		国語		数学		英語	
	(14問)		(14問)		(10問)		(16問)		(21問)	
	正答数 (問)	正答率 (%)								
伊勢原市	8.3	59	9.1	65	7.3	73	9.5	60	11.5	55
神奈川県	8.5	61	9.4	67	7.3	73	9.5	59	12.3	59
全国	8.9	63.8	9.3	66.6	7.3	72.8	9.6	59.8	11.8	56.0

※県及び市の平均正答率は、国から小数第1位を四捨五入した整数値で提供された。

※中学校英語は、「話すこと」を除いた「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の集計値。

(2) 教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題とが見られました。

～主な特長と課題～

小 学 校	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・話し手の意図を捉えながら聞き、話の展開に沿って、自分の理解を確認するための質問をすることができる。 ・目的に応じて、文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながら読むことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を相手に分かりやすく伝えるための記述の仕方の工夫を捉えること。 ・学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと。
小 学 校	算数	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に適した伴って変わる二つの数量を見いだすことができる。 ・棒グラフから、資料の特徴や傾向を読み取ることができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・示された計算の仕方を解釈し、減法の場合を基に、除法に関して成り立つ性質を記述すること。 ・図形の性質や構成要素に着目し、ほかの図形を構成すること。
中 学 校	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・話合いの話題や方向を捉えることができ、書いた文章を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討することができる。 ・文章に表れているものの見方や考え方について、自分の考え方をもつことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつこと。 ・文章の展開に則して情報を整理し、内容を捉えること。
中 学 校	数学	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・結論が成り立つための前提を考え、新たな事柄を見だし、説明することができる。 ・簡単な連立方程式を解くことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること。 ・資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明すること。
中 学 校	英語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまりのある英語を聞いて必要な情報を理解することができる。 ・語と語の連結による音変化をとらえて、情報を正確に聞き取ることができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・与えられたテーマについて考えを整理し、文と文のつながりなどに注意してまとまりのある文章を書くこと。 ・書かれている内容に対して、自分の考えを示すことができるよう、話の内容や書き手の意見などをとらえること。 ・日常的な話題について簡単な語句や文で書かれたものの内容を正確に読み取ること。

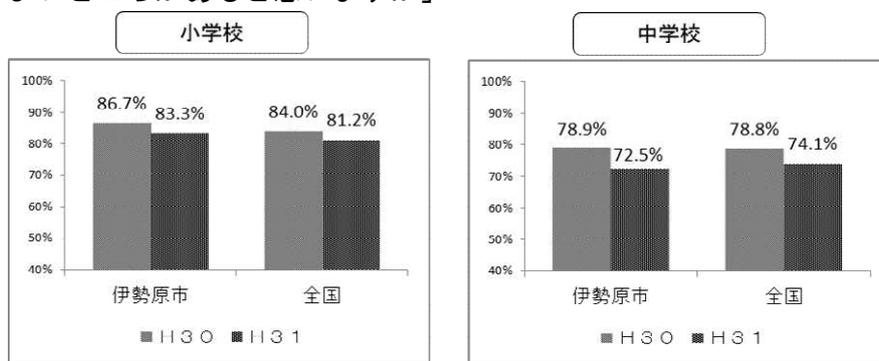
2 児童生徒質問紙調査の結果から

* 各グラフの数値は、質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合を示す。

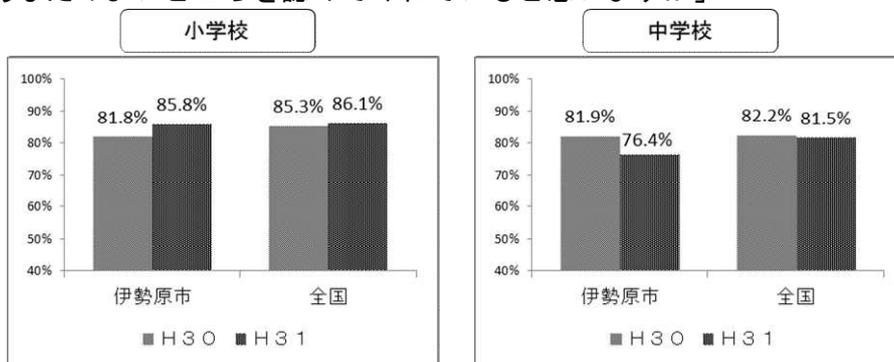
(1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- ・自分にはよいところがあると感じている児童生徒の割合は、全国と比較して大きな差はみられませんでしたが、引き続き、各校での教育活動や道徳教育などさまざまな活動の場面で、一人一人適切な評価に努め、よいところは積極的に褒める等、個に応じた指導に留意する必要があります。
- ・「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答している割合は、全体的に高い割合を示しているが、引き続き、児童生徒の意識を上げていく必要があります。

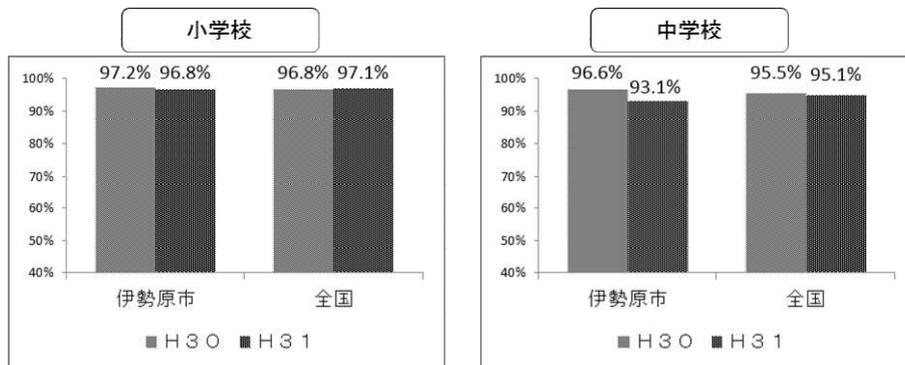
Q「自分には、よいところがあると思いますか」



Q「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」



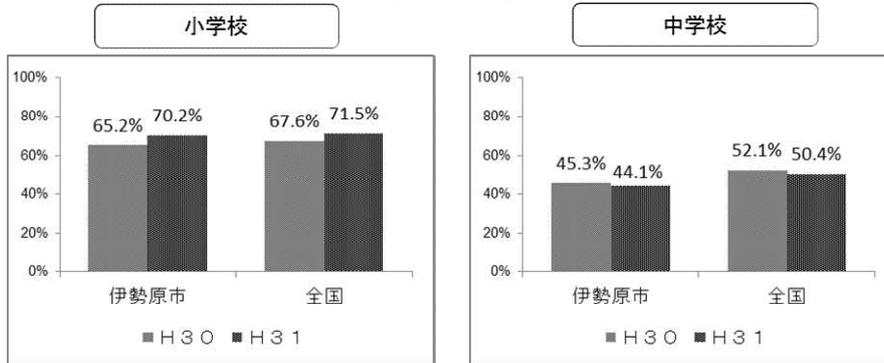
Q「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



(2) 家庭学習に関して

- ・「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。」と回答している割合は、小学校では全国と比較して大きな差はみられず、中学校では小学校と比べると全国的にもやや低い傾向がありました。引き続き、家庭学習における学習方法等について啓発を図っていく必要があります。また勉強の仕方や自分の学習課題が明確になることで、主体的に学習に取り組めるようになります。学校と家庭が連携をして、学校の学びを家庭へつなげることが大切です。

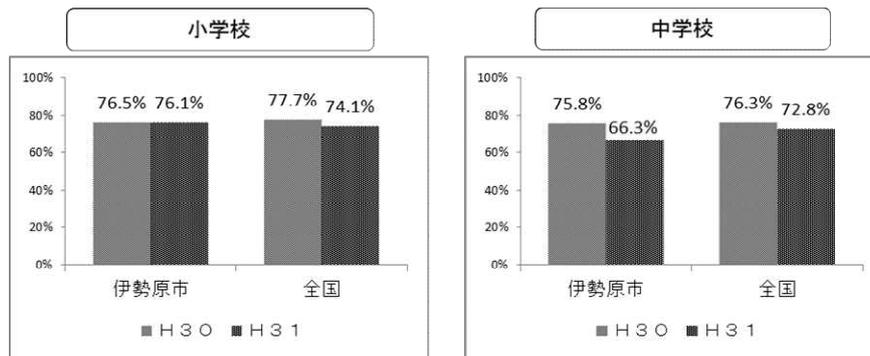
Q「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。」



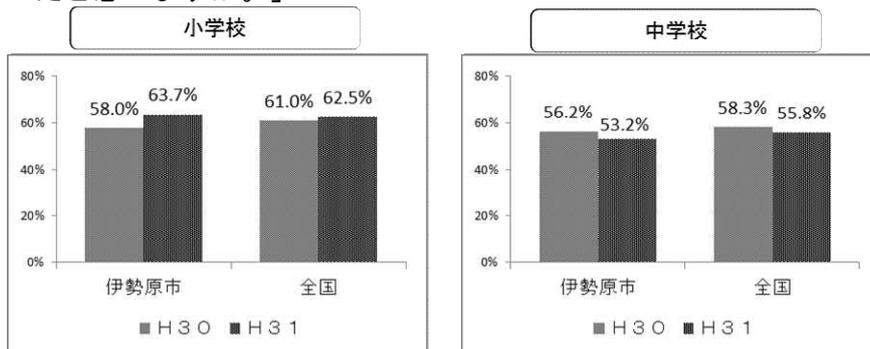
(3) 主体的・対話的で深い学びの視点から

- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と感じている割合は、小学校では、全国と比較して大きな差はみられませんでした。
- ・思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語能力の育成に当たって、発達段階に応じた問いを設定するなど指導を工夫していくことが重要であると考えます。

Q「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか。」



Q「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。」



3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒ほど、教科の正答率が高いという傾向が見られました。

- ・朝食を毎日食べている。
- ・毎日、同じくらいの時刻に起きている。（小学校）
- ・家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をする。
- ・学校の規則を守っている。（中学校）
- ・家で、自分で計画を立てて学習している。
- ・読書が好きである。
- ・新聞を読んでいる。（小学校）
- ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある。
- ・日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う。（小学校）
- ・外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う。（中学校・英語）
- ・学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている。
- ・受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた。
- ・自分の考えを話したり、書いたりするとき、うまく伝わるように理由を示すなど、話や文章の組立てを工夫していた。
- ・自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた。
- ・総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。
- ・授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている。

4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ・めあて、自分の考え、授業のポイントをノート等にかかせ、授業のめあてが達成できたか、授業で何が分かったか、何ができるようになったか、振り返りを行う。
- ・発問や指示を厳選し、子どもの考える時間（書く時間）・相談する時間・深め合う時間を大切にする。
- ・話し合う活動や自分の考えを発表する取組をさらに充実していくこと。
- ・実生活における事象との関連を図った授業を行う。
- ・言語活動については、各教科、「特別な教科 道徳」、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて学校全体で取り組むこと。
- ・ICT（情報通信技術）を活用した授業を行うこと。
- ・各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができる機会を設けること。

【小学校国語】

- ・ 目的や意図、自分の考えを明確にして、話す、聞く、書く、読む。→言語活動を通して力をつける。
- ・ 文や文章の中で正しく漢字や言葉を使うことを通して、言葉の力をつける。

【小学校算数】

- ・ 計算の順序についてのきまりは、具体的な場面と関連付けながら確実に理解できるようにすること。
- ・ 図形の合成や分解など図形の構成についての見方を働かせ、図形の面積を、既習の求積公式を活用して求め、求め方について説明することができるようにすること。

【中学校国語】

- ・ 目的や場面に応じて話し合い、自分の考えをまとめる指導の工夫をすること。
- ・ 文章の構成や展開を理解し、内容を的確に捉える指導の工夫をすること。

【中学校数学】

- ・ 具体的な場面において、問題解決の方法について見通しを立てたり、求めた数学的な結果を事象に即して解釈したりして数学の問題として捉え、日常生活における問題に対して、数学を活用して解決できるようにすること。
- ・ 比例、反比例の特徴を見だし考察する際に、その比例、反比例の関係を表、式、グラフを用いて表現することができるようにすること。
- ・ データの分布に着目して、その傾向を読み取って判断することができるようにすること。

【中学校英語】

- ・ 英文を書いた後の言語活動としては、相手に正しく伝わる文章になっているか、生徒自身が読み直して誤りに気づき、修正を加えながら正確さを確かめる活動や生徒同士で書いたものを読み合い内容について質問したりする活動が必要である。
- ・ 教科書のモデル文を参考にし、オリジナルの文を書き換えるような活動を行うことも必要である。

5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- ・ 規則正しい生活習慣を心がけましょう。
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- ・ 家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話題にしてみましょう。
- ・ 日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。
例) 家庭の中で子どもに役割を与える 子どものがんばりをほめる 等
- ・ ボランティア活動や地域の行事等に一緒に参加しましょう。
例) 市民総ぐるみ大清掃、公民館まつり、総合防災訓練、地区・学区体育祭などへの参加 等
- ・ テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合みましょう。
「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」
「スマートフォンをスマートに ～大切なのは自制心～」



(平成 27 年度伊勢原市中学生からのスローガン)

伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『**学びのすすめ**』を作成し、学校を通じて家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

参考) 冊子『**学びのすすめ**』は伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。(<http://www.isehara.ed.jp/center/>)

「令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

教育指導課

■ 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

■ 調査の対象

小学校第6学年 中学校第3学年

* 特別支援学級在籍の児童生徒のうち、下学年や特別支援学校（知的障害）の教科内容の指導を受けている児童生徒は除く。

■ 調査の期日

令和3年5月27日（木）

■ 調査事項

【児童生徒に対する調査】

○ 教科に関する調査

- ・ 小学校：国語、算数 中学校：国語、数学
- ・ 出題範囲：原則として、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項
- ・ 出題内容：①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容
調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。
- ・ 出題形式：記述式の問題を一定割合で導入

○ 質問紙調査

- ・ 学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

【学校に対する質問紙調査】

- ・ 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問

■ 調査結果の活用

- 学校は、各児童生徒に対し個人票を提供するとともに、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- 伊勢原市教育委員会及び学校は、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

■ 調査結果の公表

【基本的な考え方】

調査結果の公表に関しては、伊勢原市教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

【市町村教育委員会における公表】

- 設置管理する学校全体の結果を公表できる。
- 個別の学校の結果を公表できる。この場合、個々の学校名を明らかにした公表については、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- 学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、上に準ずること。

【個別の学校の結果を公表する場合の配慮事項】

- 1 単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。
さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- 2 教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- 3 平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- 4 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- 5 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- 6 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

【情報公開に関して】

- 文部科学省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）」第 5 条第 6 号の規定を根拠として、公表しない調査結果を不開示情報として取り扱う。
(理由) 序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため
- 伊勢原市教育委員会でも、情報公開条例の同様の規定を根拠とし、適切に対応する必要がある。

神奈川県市町村教育委員会連合会

令和3年度第2回役員会資料

日 時 令和3年8月10日(火)

午後2時～

(Zoomミーティングによるオンライン会議)

令和3年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会について

- 1 日 時 令和3年10月21日(木)
午後2時～午後4時
- 2 開催方法 Zoomミーティングによるオンライン開催
- 3 講 師 教育研究家
合同会社ライフ&ワーク 代表
NPO法人まちと学校のみらい 理事
学校・行政向けアドバイザー
せのお まきとし
妹尾 昌俊 氏
- <講師略歴>
徳島県出身。野村総合研究所を経て、2016年から独立。
全国各地の教育現場を訪れて講演、研修、コンサルティングなどを手掛けている。
学校業務改善アドバイザー、中教審委員などを歴任。
逗子市在住で、平成29年度～令和元年度にかけて、逗子市教育委員会点検・評価における外部評価者としてご意見・ご助言をいただいた。
- 4 テー マ 『(仮題) コロナ危機下での学校と教育行政の役割を見つめなおす』
- 5 対 象 市町村教育委員会委員、教育長及び教育委員会事務局職員
100名程度
- 6 日 程 13:30～14:00 ログイン
14:00～14:10 開会・挨拶
14:10～15:40 講演
15:40～15:55 質疑応答
15:55～16:00 事務連絡・閉会

過去10年間の研修会テーマの状況

年度	テーマ	講師
平成23年度	思春期の心と体	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長 岩室 紳也
平成24年度	教員が子どもと向き合える環境づくりの必要性とその具体策	教育創造研究センター所長 財団法人学校教育研究所 理事長 高階 玲治
平成25年度	食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応	国立病院機構相模原病院臨床研究センター アレルギー性疾患研究部長 海老澤 元宏
平成26年度	①一寸先は光 ②教育委員会制度改革について	①円覚寺管長 横田 南嶺 ②文部科学省初等中等教育局 企画官 堀野 晶三
平成27年度	心療内科医からみた子どもたちの現状	神奈川大学保健管理センター長/ 特別教授 江花 昭一
平成28年度	学校図書館が果たす役割 ～学校図書館支援の現状から～	学校図書館スーパーバイザー 藤田 利江
平成29年度	道徳の教科化について ～教科化の背景と今後の展開～	横浜国立大学名誉教授 高橋 勝
平成30年度	地域とともにある学校づくり	文部科学省 コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター) 大谷 裕美子
令和元年度	スクールロイヤーについて	厚木市教育委員会 教育総務部教育総務課主幹 (教育法務担当) 児玉 洋子
令和2年度	中止	

令和4年度 神奈川県市町村教育委員会連合会市町村負担割表

人口は、令和3年6月1日現在

市町村名	人口	人口率	人口割	均等割	計	負担金額	3年度負担金額	増減
横浜市						60,000	60,000	0
川崎市						60,000	60,000	0
相模原市						60,000	60,000	0
			530,000	390,000	920,000			
横須賀市	387,467	12.11	64,183	13,000	77,183	77,000	78,000	-1,000
平塚市	258,237	8.07	42,771	13,000	55,771	56,000	56,000	0
鎌倉市	172,792	5.40	28,620	13,000	41,620	42,000	42,000	0
藤沢市	440,051	13.76	72,928	13,000	85,928	86,000	85,000	1,000
小田原市	188,454	5.89	31,217	13,000	44,217	44,000	44,000	0
茅ヶ崎市	242,896	7.59	40,227	13,000	53,227	53,000	53,000	0
逗子市	56,983	1.78	9,434	13,000	22,434	22,000	22,000	0
三浦市	41,687	1.30	6,890	13,000	19,890	20,000	20,000	0
秦野市	162,123	5.07	26,871	13,000	39,871	40,000	40,000	0
厚木市	223,964	7.00	37,100	13,000	50,100	50,000	50,000	0
大和市	240,811	7.53	39,909	13,000	52,909	53,000	53,000	0
伊勢原市	101,421	3.17	16,801	13,000	29,801	30,000	30,000	0
海老名市	137,313	4.29	22,737	13,000	35,737	36,000	35,000	1,000
座間市	132,114	4.13	21,889	13,000	34,889	35,000	35,000	0
南足柄市	40,546	1.27	6,731	13,000	19,731	20,000	20,000	0
綾瀬市	83,432	2.61	13,833	13,000	26,833	27,000	27,000	0
葉山町	31,704	0.99	5,247	13,000	18,247	18,000	18,000	0
寒川町	48,503	1.52	8,056	13,000	21,056	21,000	21,000	0
大磯町	31,649	0.99	5,247	13,000	18,247	18,000	18,000	0
二宮町	27,437	0.86	4,558	13,000	17,558	18,000	18,000	0
中井町	9,179	0.29	1,537	13,000	14,537	15,000	15,000	0
大井町	17,140	0.54	2,862	13,000	15,862	16,000	16,000	0
松田町	10,653	0.33	1,749	13,000	14,749	15,000	15,000	0
山北町	9,654	0.30	1,590	13,000	14,590	15,000	15,000	0
開成町	18,454	0.58	3,074	13,000	16,074	16,000	16,000	0
箱根町	11,317	0.35	1,855	13,000	14,855	15,000	15,000	0
真鶴町	6,639	0.21	1,113	13,000	14,113	14,000	14,000	0
湯河原町	23,221	0.73	3,869	13,000	16,869	17,000	17,000	0
愛川町	39,578	1.24	6,572	13,000	19,572	20,000	20,000	0
清川村	3,012	0.09	477	13,000	13,477	13,000	13,000	0
合計	3,198,431	100.0	529,947	390,000	919,947	1,102,000	1,101,000	1,000

令和4年度神奈川県川崎市町村教育委員会連合会役員の改選について

議案第3号

地区	市町村名	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度
半島	横須賀市	幹事 逗子市 監査 横須賀市	幹事 三浦市	◎会長 横須賀市 幹事 逗子市	幹事 三浦市	幹事 横須賀市 監査 逗子市	幹事 三浦市	◎会長 長 逗子市 幹事 横須賀市	幹事
	湘南	幹事 藤沢市	幹事 鎌倉市 監査 茅ヶ崎市	幹事 平塚市	◎会長 鎌倉市 幹事 藤沢市	幹事 平塚市 幹事 茅ヶ崎市	幹事 藤沢市 監査 鎌倉市	幹事 茅ヶ崎市	◎会長 長 事
	中央	◎会長 相模原市 幹事 大和市 幹事 海老名市	幹事 座間市 幹事 綾瀬市	幹事 大和市 監査 海老名市	◎会長 座間市 幹事 綾瀬市	◎会長 大和市 幹事 海老名市	幹事 座間市 幹事 綾瀬市	幹事 大和市 幹事 海老名市 監査 座間市	幹事 事
西	小田原市	幹事 伊勢原市 幹事 南足柄市	◎会長 小田原市 幹事 秦野市 幹事 厚木市	幹事 伊勢原市 幹事 南足柄市	幹事 厚木市 幹事 秦野市 監査 小田原市	幹事 伊勢原市 幹事 南足柄市	◎会長 長 厚木市 幹事 秦野市 幹事 小田原市	幹事 伊勢原市 幹事 南足柄市	幹事 事 監査 事
	高座・三浦	幹事 葉山町 監査 寒川町	◎副会長 長 葉山町 幹事 寒川町	幹事 葉山町	◎副会長 長 寒川町 監査 葉山町	◎副会長 長 寒川町 幹事 葉山町	幹事 寒川町	幹事 葉山町 監査 寒川町	◎副会長 長 事 幹事 事
愛甲・中	大磯町	幹事 愛川町	幹事 清川村 監査 大磯町	◎副会長 長 二宮町 幹事 愛川町	幹事 大磯町	幹事 清川村 監査 二宮町	◎副会長 長 大磯町 幹事 愛川町	幹事 二宮町	幹事 事 監査 事
	足柄上・下	◎副会長 長 真鶴町 幹事 湯河原町 幹事 中井町 幹事 大井町	幹事 山北町 幹事 開成町 幹事 箱根町	◎副会長 長 松田町 幹事 真鶴町 幹事 湯河原町 監査 中井町	◎副会長 長 山北町 幹事 大井町 幹事 湯河原町 幹事 箱根町	幹事 松田町 幹事 開成町 幹事 真鶴町	幹事 中井町 幹事 大井町 幹事 箱根町 監査 湯河原町	◎副会長 長 箱根町 幹事 真鶴町 幹事 山北町 幹事 開成町	幹事 事 幹事 事 幹事 事

神奈川県市町村教育委員会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、神奈川県市町村教育委員会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を会長の属する教育委員会事務局に置く。

(目的)

第2条 連合会は、県下市町村教育委員会相互の連絡を密にし、相協力して本県教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育行政の情報
- (2) 関係行政庁に対する陳情及び建議
- (3) 教育に関する調査、研究及び資料の収集、配布
- (4) 全国市町村教育委員会連合会等への加入及びそれに伴う諸活動
- (5) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 連合会は、神奈川県市町村教育委員会をもって組織する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第6条 役員は、各市町村教育委員会単位とし、総会において選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、連合会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代行する。
- 4 幹事は、連合会の会務にあたる。
- 5 監査は、連合会の会計及び事務の状況を監査する。

(機関の設置)

第7条 連合会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総 会)

第8条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会の議事は、出席委員の過半数を持って決定する。

3 総会は、次の事項を決定する。

(1) 連合会運営の基本的事項

(2) 規約の決定、変更に関する事項

(3) 連合会事業の決定、変更に関する事。

(4) 予算及び決算の決定、承認に関する事。

(5) その他重要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。

4 役員会は、次の事項を審議及び決定する。

(1) 総会に提出する議案に関する事。

(2) 総会で決定した事項の実施に関する事。

(3) 総会で委任された事項

(4) その他必要な事項

(職 員)

第10条 連合会の事務を処理するため、事務局長以下必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 職員は、連合会の会計、その他の事務にあたる。

(会計年度)

第11条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 連合会の経費は、県下市町村教育委員会の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(細 則)

第13条 連合会運営のため必要な細則は、役員会において定める。

附 則

この規約は、昭和50年7月31日から施行する。